

medU-net 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、医療系産学連携ネットワーク協議会(Japanese Association of Medical University Network for technology transfer)とし、略称を medU-net と表示する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は、国立大学法人東京科学大学 医療イノベーション機構(東京都文京区湯島 1-5-45)に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、医療・健康科学分野の産学連携活動を推進し、もって我が国の学術及び科学技術の振興並びに産業の発展、ひいては国民の健康福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報の収集、発信及び交換
- (2) 講演会、研究会、研修会等の開催
- (3) 国内外の関連団体との連絡及び協力
- (4) 全国的な支援・連携体制の構築及び運営

(5) 共通意見の構築及び提言

(6) その他、目的達成のために必要な事業

第 2 章 会員

(種別)

第 5 条 本会の会員は、次の通りとする。

(1)アカデミア法人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関

(2)企業・団体会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する企業および法人格を有する団体

(3)個人会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する個人

(4)賛助会員 本会の事業を支援する法人、団体又は個人

(5)ゴールド会員 本会の目的に賛同し、本会の活動に貢献する意思を有する大学、公的研究機関等の学術研究機関、企業および法人格を有する団体

2. 前項第 1 号のアカデミア法人会員、同第 2 号の企業・団体会員、同第 5 号のゴールド会員の各代表 1 名を、本会の評議員とする。

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

(会費等)

第7条 第5条の本会会員に関する会費等については、以下のとおりとする。

- (1)アカデミア法人会員、企業・団体会員およびゴールド会員は、総会において定める会費を事業年度ごとに納入しなければならない。
- (2)個人会員は、会費を納めることを要しない。
- (3)賛助会員は、所定の賛助金を納入する。

2. 納入された会費および賛助金は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、退会の申し出により、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、総会で議決する前に、総会の場においてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)本会の会則その他の規則に違反したとき
- (2)本会の名誉・信用を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき
- (3)その他除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、運営委員会の承認を経て、その資格を喪失する。

- (1)当該会員が、第7条第1項に定める支払い義務を、翌事業年度末日までに履行しなかったとき
- (2)当該会員が、死亡し、または解散したとき
- (3)当該会員と、郵便、電話、又は電子メールのいずれの手段によっても連絡が取れない場合
- (4)当該会員が、反社会的勢力と一般に認められる企業・団体であることが判明し、または反社会的勢力と一般に認められる企業・団体と関係があることが判明したとき

(活動成果)

第11条 第4条に定める事業の実施により得られた活動成果は、原則として本会に帰属するものとする。ただし、総会にて別途決定をした場合はこの限りではない。

(守秘義務)

第12条 会員は、第4条に定める事業を実施する過程で得られた法人又は団体に関する各種データ・ノウハウ・営業秘密等を含む全ての未公開情報及び他の会員の個人情報及び発言内容等に関して、秘密である旨指定されまたは表示された情報(以下「秘密情報」という)を、秘密情報を開示する会員(以下「開示者」という)の事前の承諾なしに第三者に開示せず、または使用しないものとする。

ただし、以下の情報は秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時点で既に公知であるもの、もしくは秘密情報を受領する会員（以下「受領者」という）の責に帰すべき事由によらず公知となった情報
- (2) 受領者が開示者から開示される以前から正当に保持していた情報
- (3) 受領者が秘密情報によることなく独自に創作した情報
- (4) 受領者が開示の権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
- (5) 法令または官公庁の命令により開示を要求された情報

2. 会員は、会員の資格を喪失した後、又は本会解散後においても前項の守秘義務を遵守するものとする。

第3章 総会

（構成）

- 第13条 すべての会員は、総会に参加することができる。
2. 本会は、定時総会を毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催する他、会長が必要と認めた場合に臨時総会を開催する。
3. 総会は会長が召集し、議長を務める。

（議決事項）

第14条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 会長の任免
- (3) 会員の除名
- (4) 会費の額、支払期、その他会費に関する事項の決定

- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他会長が必要と認めた事項

（議決権）

第15条 総会における議決権は、第5条第2項の評議員のみが有し、評議員1名につき1個とする。

（決議）

第16条 総会は、評議員の過半数の出席（委任状を含む）により成立し、決議は、出席した評議員の過半数をもって行う。なお、議決につき賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

第4章 役員

（会長）

- 第17条 会長は、選考委員会により推薦され、総会の決議で選任される。
2. 前項の選考委員会は、コンサルティングパネル全メンバー、特別顧問1名およびアドバイザー1名を最大として構成される。
3. 前項の特別顧問1名、アドバイザー1名は互選により選定する。

（会長の職務）

- 第18条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括及び執行する。
2. 会長に事故が生じたとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代行する。
3. 会長は職務を副会長に委任することができる。

(監事の選任)

第 19 条 監事は、選考委員会により推薦され、総会の決議で選任される。

(監事の業務)

第 20 条 監事は、本会の業務執行、適正な運営の監査にあたる。

2. 監事は、いつでも、運営委員会に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第 21 条 会長の任期は、選任後 2 年以内の事業年度終了後の最も早い総会終結時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、前項と同様とする。

(特別顧問・相談役・副会長・アドバイザー)

第 22 条 会長は、本会の特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーを 10 人程度置くことができる。

2. 特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーは、学識経験者等からコンサルティングパネルの推薦により、会長が委嘱する。

3. 特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーは、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

4. 特別顧問・相談役・副会長・アドバイザーの任期は選任後 2 年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。

第 5 章 コンサルティングパネル・運営委員会

(コンサルティングパネル)

第 23 条 会長は本会のコンサルティングパネルを置くことができる。

2. コンサルティングパネルは、会長の求めに応じて、本会の事業について助言する。

3. コンサルティングパネルのパネルメンバーは会長が指名する。

4. コンサルティングパネルメンバーの任期は選任後 2 年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第 24 条 会長は、本会の目的を達成するために運営委員会を設置し、運営委員を最大 7 名指名する。

2. 運営委員はアカデミア法人会員、企業・団体会員およびゴールド会員法人に所属する者から指名する。

3. 運営委員会は会長が召集する。

4. 運営委員会は、次の事項について審議し、会長の承認をもって決定する。(1) 事業活動の企画・運営

(2) 専門部会、ワーキンググループの開設

(3) その他、本会の運営に必要な事項

5. 運営委員会の審議は、運営委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

6. 運営委員会での活動状況は、総会にて報告する。

7. 運営委員に欠員が生じた場合、会長は補欠の委員を指名することができる。

7. 補欠として指名された運営委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(運営委員)

第 25 条 運営委員は、会長の命を受けて運営委員会に参加する他、本会の運営を推進するために、本会の活動方針を検討し、専門部会、ワーキンググループ等を運営する。

2. 会長は、運営委員のうちの 1 名を、運営委員長に任命する。運営委員長は運営委員会の議長を務める。

3. 運営委員の任期は選任後2年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。

第 6 章 事務局

(所管)

第 26 条 事務局は、会員名簿の作成及び維持、予算管理、広報事務、その他の本会の事業活動に係る事務全般を所管する。

2. 事務局長は、コンサルティングパネルの推薦により会長が任命する。

3. 事務局長の任期は選任後2年以内の事業年度末日までとし、再任を妨げない。

第 7 章 資産及び会計

(資産)

第 27 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費収入

(2) 事業に伴う収入

(3) 賛助金、その他の収入

(資産の管理及び処分)

第 28 条 本会の資産は、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって会長が管理し、その管理の方法は、運営委員会の議決による。

2. 本会の資産を処分するときは、事前に総会の承認を要するものとする。

(事業年度)

第 29 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 30 条 運営委員会は、事業計画案及び予算案を作成し、総会の承認を受けなければならない。

2. 運営委員会は、前項に従い総会による承認を得た事業計画及び予算に従って本会の事業を執行しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 31 条 運営委員会は、毎事業年度の貸借対照表、損益計算書、事業報告書及び余剰金の処分又は損失の処理に関する議案並びにこれらを補足説明する付属明細書(以下、「計算書類」という。)を作成し、監事による監査を経て、計算書類等を定時総会にて報告する。

2. 運営委員会は、前項に従い計算書類等につき総会の承認を得た後、これを監事に提出してその監査を受けなければならない。

(非営利性)

第 32 条 本会は、剰余金の分配は行わない。

第8章 情報管理

(個人及び法人の情報の保護)

第 33 条 本会は、業務上知り得た個人及び法人の情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人及び法人の情報の保護に関する必要な事項は、運営委員会の決議により別に定める。

第9章 附則

(法令の準拠)

第 34 条 この会則に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(施行期日)

第 35 条

この会則は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。